

大阪市告示第1015号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により茶屋町B－2・B－3地区市街地再開発組合に係る定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項により、次のとおり公告する。

令和8年7月30日

大阪市長 横山英幸

1 施行者の名称

茶屋町B－2・B－3地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

(1) 変更前

令和5年8月30日から令和11年度まで

(2) 変更後

令和5年8月30日から令和13年度まで

3 施行地区

大阪市北区茶屋町及び鶴野町 地内

4 事務所の所在地

大阪市中央区南船場4丁目4番3号

5 設立認可の年月日

令和5年8月30日

6 変更認可の年月日

令和8年7月30日

（都市整備局市街地整備部住環境整備課）